第 6222 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2019年)令和元年 6月 20日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 消耗品の損金算入

Ｑ：今期、かなりの利益が見込まれますので、期末に消耗品を大量に購入して、損金算入しようと思っています。何か問題ありますか？

Ａ：全額を損金に算入するには、一定の要件がありますので、注意してください。

【解説】

会社が購入した消耗品費等は、原則として、期末に在庫として残っていれば、資産計上しなければなりませんが、事務用消耗品、作業用消耗品、包装材料、広告宣伝用印刷物、見本品その他これらに準ずる棚卸資産については、以下の条件の下、これを買い入れたときに損金算入できるとされています。これは、消耗品費等については一般に金額的にも重要性が乏しいことから重要性の原則に則って簡便処理を認めようというのがその理由です。

①各事業年度ごとにおおむね一定量を取得していること

②かつ、経常的に消耗するものであること

③毎期継続適用すること

ただし、この取扱いは、各事業年度ごとにおおむね一定数量を取得し、かつ、経常的に消費する消耗品等について、重要性の原則から、例外的に損金計上を認めているものですから、その額が多額であって、在庫計上をしないと課税上弊害が認められるという場合には、この取扱いが認められず、原則どおり、在庫を計上しなければなりませんので注意してください。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】